

# 保管金取扱窓口変更のお知らせ

函館地方裁判所

**令和5年2月6日（月）**から、函館地方裁判所江差支部で取り扱っている保管金事務をいずれも**函館地方裁判所（本庁）事務局会計課**で取り扱うこととなりました。

（函館市上新川町1番8号、電話番号 0138-38-2358（保管金係直通））

つきましては、江差支部に保管金を納付される際あるいは還付請求いただく際には、以下の点に御注意ください。

御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

## 1 保管金の納付について

### (1) 振込依頼書を使用した納付（当座納付）

**2月6日（月）**以降、保管金の振込口座が次のとおり変更となります。

ア 【変更前】 **2月1日（水）**までの納付先

**函館地方裁判所江差支部**

**北洋銀行江差支店（口座番号2013230）**

※ 変更前口座に振り込む場合は、変更前口座の所定の振込依頼書を使用してすみやかに振込手続を終えたうえ、**2月1日（水）**までに、函館地方裁判所江差支部に保管金提出書及び受入手続添付書を提出してください（裁判所必着）。

なお、**2月2日（木）及び同月3日（金）**は事務の引継ぎを行うため、当座納付をすることができませんので、あらかじめ御了承ください。

イ 【変更後】 **2月6日（月）**以降の納付先

**北洋銀行函館中央支店（口座番号1032328）**

※ **2月6日（月）**以降は、変更後口座の所定の振込依頼書を使用してお振込みいただき、函館地方裁判所（本庁）に保管金提出書及び受入手続添付書を提出してください。

### (2) 現金での納付

**2月6日（月）**以降は江差支部及び函館地方裁判所（本庁）のいずれでも現金による納付が可能ですが、支部においては釣銭の用意がありませんので、過不足のない納付に御協力ください。なお、保管金の納付は、当座納付（裁判所指定口座への振込）又は電子納付（インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用した納付）が便利ですので御利用ください。

**2月2日（木）及び同月3日（金）**は事務の引継ぎを行うため、緊急の場合を除き、江差支部では保管金の受入れができませんので、あらかじめ御了承ください。

### (3) 電子納付

**2月1日（水）**以前にお渡しした保管金提出書に記載された納付番号等（電子納付

に必要な番号)は**2月2日(木)**以降使用できません。したがって、**2月1日(水)**以前に保管金提出書をお受け取りになり、同日までに電子納付ができない場合は、江差支部において納付番号等を再発行させていただきますので、江差支部所属の担当書記官までお申し出ください。

なお、納付番号等の再発行は**2月6日(月)**以降となり、**2月2日(木)及び同月3日(金)**に納付番号等の再発行を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 2 保管金の還付について(保管金に残額が生じた場合)

### (1) 事前還付請求がある場合

**2月6日(月)**以降は、函館地方裁判所(本庁)から還付されます。還付にあたって特段の手続きは必要ありません。

### (2) 事前還付請求のない場合

**2月6日(月)**以降は、窓口の現金還付については函館地方裁判所(本庁)及び江差支部のいずれでも行うことが可能ですが、支部での現金還付を希望される場合は、数日程度お時間をいただくこととなりますので、還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。

また、小切手による還付は函館地方裁判所本庁のみの対応となります。

なお、保管金の納付時に事前還付請求(保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄への記載)を御利用いただくと、請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。

(連絡先)

函館地方裁判所(本庁)事務局会計課保管金係

住所 : 函館市上新川町1番8号

電話番号 : 0138-38-2358 (保管金係直通)

函館地方裁判所江差支部庶務課

住所 : 檜山郡江差町字本町237

電話番号 : 0139-52-0174 (代表)